

広島県告示第六百八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第八項の規定により告示した区域内における建築について、同法第八十六条の二第一項の規定によって、認定した。

平成二十五年八月二十九日

広島県知事 湯崎英彦

一 対象区域

安芸郡府中町浜田四丁目一六一一、一六一二、一六一三

二 認定年月日及び番号

平成二十五年八月八日

第H二十五認定通知広島建指三十三号

三 認定を受けた者の住所及び氏名

安芸郡府中町浜田四丁目六一八

ペルル府中浜田全棟管理組合 理事長 吉崎稔